久々野まちづくり審議会規約

(名称)

第1条 本会は、久々野まちづくり審議会(以下「審議会」という。)と称する。

(目的)

第2条 審議会は、久々野まちづくり協議会の運営内容を審議し、久々野地域の将来像を 見据えた協働のまちづくりを推進することを目的とする。

(所掌事項)

- 第3条 審議会の所掌事項は、次のとおりとする。
 - (1) 久々野まちづくり計画の策定、変更及び執行状況に関することについて審議し、 久々野まちづくり協議会長(以下「協議会長」という。)に意見を述べること。
 - (2) 前号に掲げるもののほか、予算、決算その他久々野地域のまちづくりに関することについて審議し、協議会長に意見を述べること。
 - (3) 久々野まちづくり協議会の会議で、提言及び助言すること。

(委員)

- 第4条 審議会の委員の数は、9名以内とする。
- 2 委員は、次の者をもって構成し、久々野まちづくり協議会総会の承認を得る。

(1) 有識者

5名程度

(2) 推薦者

3名程度

(3) 市長任命職員

1名

(委員の選出)

第5条 審議会の委員は、久々野まちづくり協議会役員選考委員会が構成員の中から選出する。

(委員の任期)

- 第6条 審議会の委員の任期は、1年とする。ただし、再任は妨げない。
- 2 審議会の委員に欠員が生じたときは補欠委員を選出し補充を行うことができる。ただ し、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員)

- 第7条 審議会の会長及び副会長は、審議会の委員の互選により選出する。
- 2 会長は、会務を総括し審議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を 代行する。

(会議)

- 第8条 審議会は、会長が招集する。
- 2 会長は、会議の議長となる。
- 3 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 4 審議会の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。
- 5 審議会は、必要があるときは関係者に対し、資料の提出、意見の聴取、説明及びその 他の協力を求めることができる。

(事務)

第9条 審議会の事務は、久々野まちづくり協議会事務局において処理する。

(個人情報保護の取り扱い)

第10条 審議会の運営及び事業の実施のため必要とする個人情報の取得、利用、提供及び管理については、適正に運用しなければならない。

(補則)

第11条 この規約に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に 定める。

附則

- 1 この規約は、平成26年10月28日から施行する。
- 2 審議会設立時における委員の選任は、第4条の規定にかかわらず、久々野地域協働の まちづくり準備委員会において行う。
- 3 この規約は、平成27年4月16日から施行する。
- 4 この規約は、令和3年4月20日から施行する。